

鳥取県告示第8号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成25年2月17日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成25年1月8日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

1 申請のあった年月日

平成24年12月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人塩谷定好フォトプロジェクト

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

田中 満雄

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

東伯郡琴浦町大字赤碕1568

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、琴浦町名誉町民である写真家塩谷定好氏の業績を顕彰するとともに回船問屋であった氏の生家建物をよりどころに、新たな地域創造活動を支援し、地域活性化に関する事業を行い、地域住民とともに住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。